

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道名寄市は、北・北海道の中央に位置し、天塩川と名寄川がもたらす肥沃な大地と豊かな自然を背景に、四季折々の風土を活かし、基幹産業の農業を中心としながら、医療・交通・商業の要衝地として歴史を刻んでいます。今後においても、本地域の強みである農業や観光などの潜在力が最大限発揮されるよう、その生産性の向上に資する幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要です。

また、社会資本整備を取り巻く環境は、豪雨、暴風雪、地震などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化、除排雪費用の増大など、様々な課題を抱えていますが、地方財政は依然として厳しい状況であることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備や除排雪を含む維持管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要です。

以上のことから、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。
- 2 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。
- 3 人流、物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

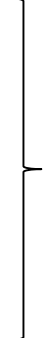
- 4 安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や道路維持管理の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。
- 5 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算・財源を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう、早急に制度支援・財政支援を強化すること。
- 6 令和7年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
- 7 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、都市公園や下水道、市営住宅など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
- 8 堤防整備の対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。
- 9 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月17日

北海道名寄市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣



宛